

行政減量・効率化有識者会議 説明資料 (独立行政法人 環境再生保全機構)

平成21年4月21日

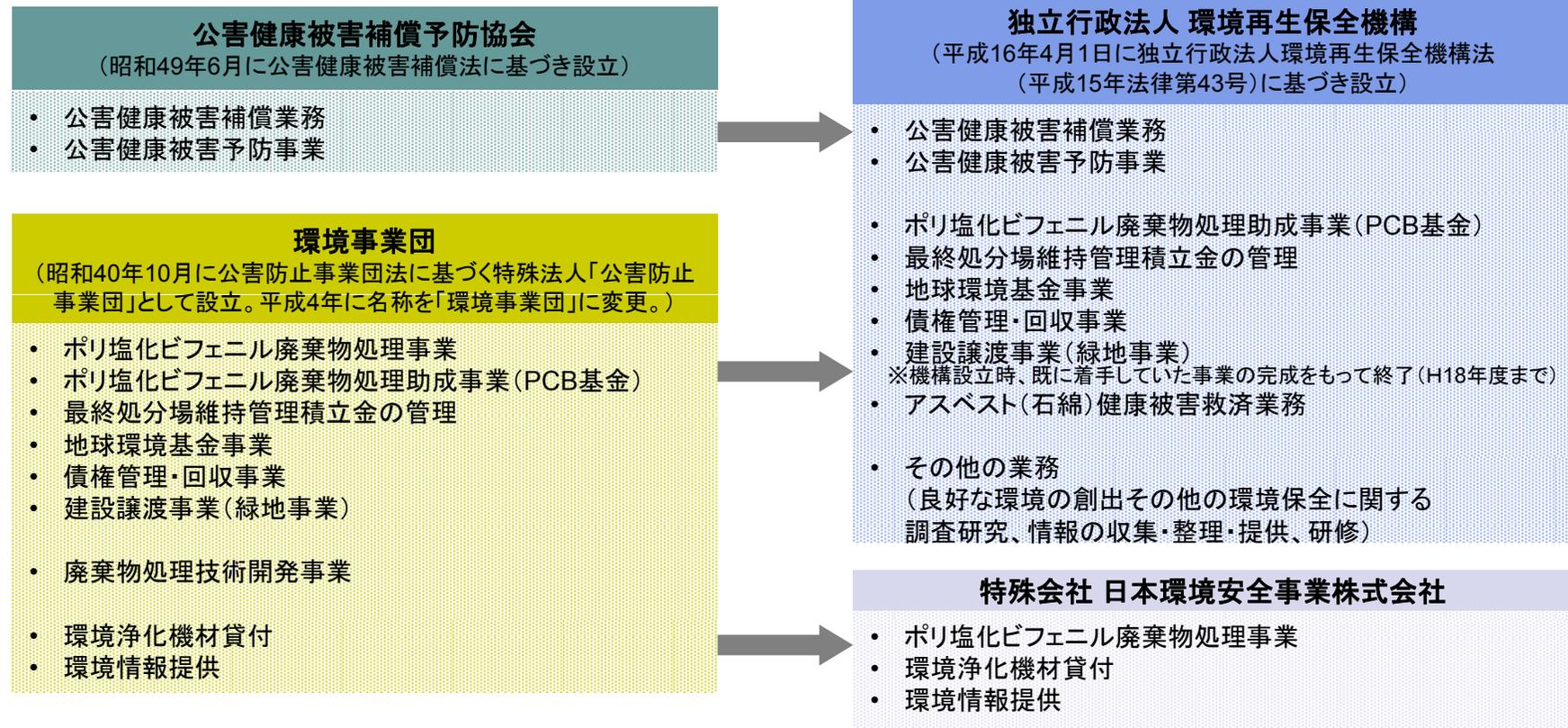


環境省

沿革

機構は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、旧公害健康被害補償予防協会(公健協会)及び旧環境事業団について、事業、組織の見直しが行われ、新たに「独立行政法人環境再生保全機構」として平成16年4月1日に設立。

また、「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年2月法律第4号)」が公布され、アスベストによる健康被害の救済に関する業務が新たに追加。



概要

目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ること。

業務内容

1. 公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」という。)に基づく公害健康被害補償業務
2. 補償法に基づく公害健康被害予防事業
3. 民間団体の環境保全活動への支援業務及びこれら活動の振興に必要な調査研究、情報の収集・整理及び提供、研究
4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務
6. 石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づく(1)認定、(2)救済給付の支給、(3)船舶所有者からの特別拠出金の徴収
7. 1から6の業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集・整理・提供、研修

中期目標・中期計画の概要 (平成21年4月～平成26年3月の5年間)

国民に対するサービス向上

補償業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民間競争入札を活用(人員及び経費の削減) 2. 実地調査体制の強化(20年度実績の50%増) 3. 納付金のオンライン申請の推進(70%以上)
予防事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 客観的データに基づいた事業評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善 2. そらプロジェクトの結果を踏まえ、事業本来の目的に照らした適切な事業に見直す(23年度以降速やかに)
地球環境基金、PCB基金 維持管理積立金の管理業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境政策上のニーズが高い課題に重点化、助成を受けたことのない団体を対象とした助成(助成対象の裾野の拡大) 2. 積極的な募金活動等による自己収入の増大(平成20年度末までの5年間の実績を上回る) 3. PCB廃棄物処理助成金の透明性、公正性の確保 4. 維持管理積立金について、最善の方法により運用し、積み立て者に対する運用情報を提供
石綿健康被害救済業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画を定め効果的な広報活動 2. 石綿健康被害者の認定 3. 救済給付の適正な支給 4. 情報の電子化 5. 救済給付費用の徴収

業務運営の効率化・財務内容の改善

経費削減 (平成20年度比)	<ul style="list-style-type: none"> ○一般管理費(人件費を除く。) 15%を上回る削減 ○業務経費(人件費等を除く。) 5%を上回る削減 ○人件費 平成18年度以降の6年間における人員の6%の削減を実施 ○給与水準の検証
人員管理	○業務の改善・見直しの推進等、業務運営の効率化を図ることにより常勤職員数を削減(146人→140人 △6人)
不良債権の回収	正常債権以外の債権の残高を300億円以下に圧縮

公害健康被害予防事業

大気汚染の原因者である事業者等から拠出された拠出金と国からの出資金による基金の運用益により、大気汚染の影響による健康被害を予防するための事業を実施

公害健康被害予防事業の仕組み



機構が実施(68条1号業務)

1. 調査研究-----大気汚染による健康被害に関する総合的研究
大気環境の改善に資する調査研究等
2. 知識の普及----キャンペーン、各種パンフレットの作成
3. 研修-----地方公共団体が行う事業の従事者に対する研修

地方公共団体が行う事業に対する助成(68条2号業務)

1. 計画作成-----地域の大気環境改善のための計画作成
2. 健康相談-----医師・保健師等によるぜん息等に関する相談・指導
3. 健康診査-----乳幼児を対象とした問診等による発症予防の指導
4. 機能訓練-----ぜん息児童等を対象とした水泳・音楽教室・ぜん息キャンプ
5. 施設等整備
 - ① 最新規制適合車等 排出ガスのより少ない最新規制適合車への代替促進
 - ② 大気浄化植樹事業 大気浄化のための植樹
 - ③ 医療機器等整備 慢性閉塞性肺疾患等の診断に必要な医療機器の整備事業
6. 施設等整備助成事業 上記5の事業を行う民間団体等に対する地方公共団体の助成事業に対して助成を行う。

○自立支援型公害健康被害予防事業の概要(平成20年度より実施)



機構が実施、地方公共団体が行う事業に対する助成(68条業務)

各患者等が日常生活の中でぜん息の予防、健康回復等を行うことを支援するための事業。

【今後の方針】

客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善する。また、環境省が実施しているそらプロジェクトの結果を踏まえ、事業の見直しを行う。

公害健康被害予防事業について

予防事業を取り巻く状況

大気汚染とぜん息等の関係	<p>① 公害健康被害予防事業は「現在の大気汚染による健康影響については、我が国の大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状にあり、適切な対策を講じていく必要がある。」との中央公害対策審議会答申を踏まえ、地域住民の健康被害の予防措置を強化するために設けられたものである。</p> <p>大気汚染濃度とぜん息有症率の相関を示す結果は見られていない(サーベイランス調査)。ただし、SPM(浮遊粒子状物質)濃度の上昇に伴い死亡リスクの増加、呼吸器症状や肺機能変化が悪化することから予防事業を継続する意義は失われていない。</p> <p>② 交通量の多い道路沿道における大気汚染とぜん息の関係については依然解明されておらず、環境省では「そらプロジェクト」の実施により、その解明に努めているところであり、平成22年度中にその結果を得ることとしている。</p>
国民からのニーズ (予防事業の拡充への取組み)	<p>国会においても平成20年3月・4月の公健法改正時に、気管支ぜん息などの疾病については、効果的な予防・回復方法の確立・普及に取り組むこと(衆・参)、ぜん息患者の要望等を十分に踏まえながら、公害健康被害予防事業の充実を努めること(参) 治癒等により被認定者ではなくなった者についても、健康被害予防事業等によるフォローアップに十分努めること(衆・参)等々が附帯決議されているところである。</p>



今後の方向性

以上の状況に鑑み、第二期中期目標期間より更なる事業の充実および見直しに取り組む

1. 客観的データに基づいた事業評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善
2. そらプロジェクトの結果を踏まえ、事業本来の目的に照らした適切な事業に見直す
(23年度以降速やかに)

そらプロジェクトの概要



局地的な大気汚染による健康影響に関する調査 そらプロジェクト

昭和62年の公健法改正時の国会附帯決議を受け手法の検討を行い、平成17年度に開始。

目的: 幹線道路沿道における自動車排出ガスへのばく露と気管支ぜん息の発症との関連性について疫学的に評価すること。
事業計画: 調査結果の信頼性を高めるため、対象集団や調査手法を変えて複数の疫学調査を実施。

平成22年度までにすべての調査を終了し、全体の解析・評価を行う予定。

- (1)学童コホート調査……学童(小学生)を対象とした5年間の追跡(コホート)調査。
平成17年度より、関東、中京、関西の3大都市圏の主要幹線道路沿道の57の小学校の協力を得て、約12,500人の同意を得て調査を開始。
- (2)幼児症例対照調査……幼児を対象とした症例対照調査。
平成18年度より、関東、中京、関西の3大都市圏の9市区の協力を得て、1歳半健診、3歳健診の場を利用して約10万人の調査を開始。
- (3)成人調査……成人を対象とした疫学調査。
平成19年度より、関東、中京、関西の3大都市圏の9市区の協力を得て、約24万人に対し質問票調査を開始。



学童コホート調査の調査地域



自宅の屋内・屋外に設置する機器による測定(成人調査)

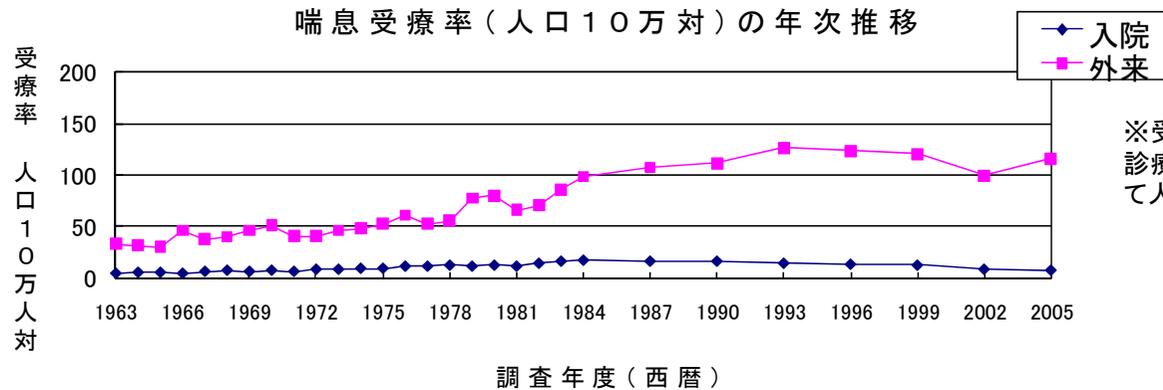


携行式の測定器による生活空間中の測定(成人調査)

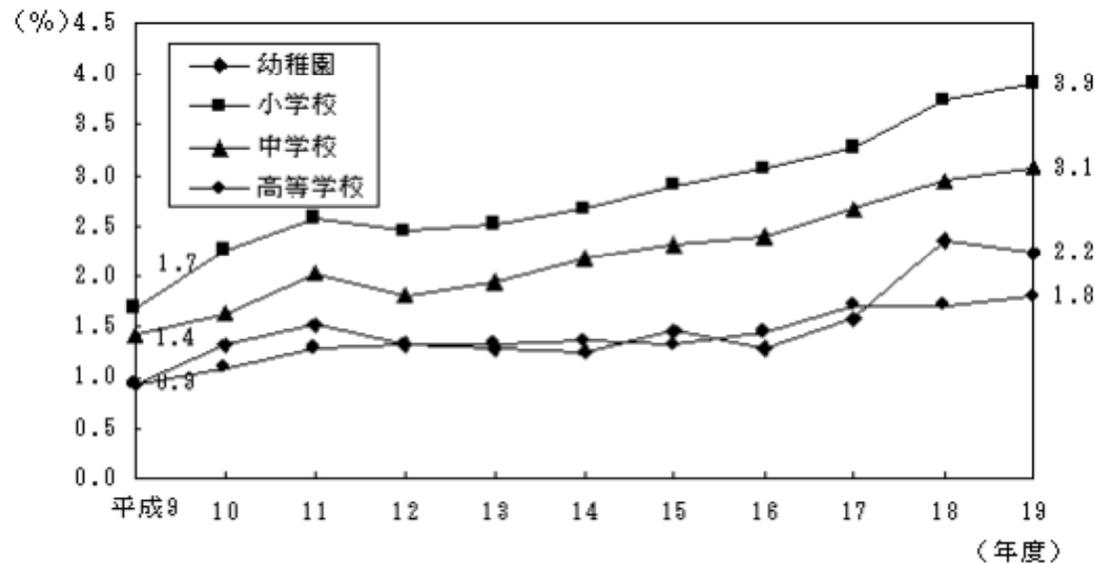
<参考資料2>

ぜん息患者数の推移

○患者調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）



○平成19年度学校保健統計調査(文部科学省生涯学習政策局調査企画課)



調査方法

○周期: 昭和23年度から毎年実施

○方法: 平成19年4月1日～6月30日までの間に実施された学校保健法による健康診断の結果に基づき児童、生徒及び幼児の発育状態及び健康状態を調査

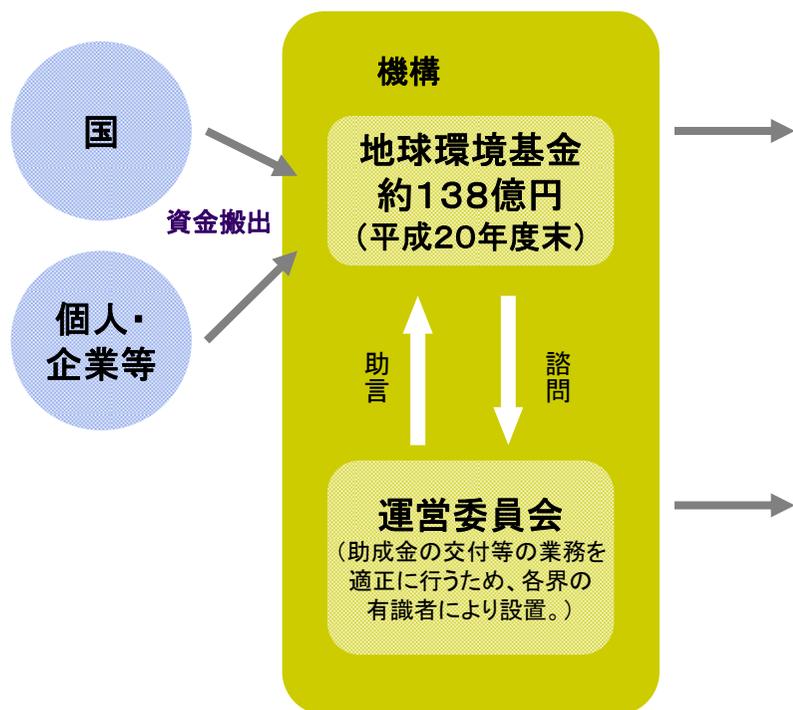
○調査実施学校: 7,755校(幼1,645、小2,820、中1,880、高1,410)

○調査対象者: 332万人(幼10.2万、小133.3万、中84.7万、高104.1万)

地球環境基金事業

国からの出資金と広く国民からの寄付金により基金を造成し、この運用益と国からの運営費交付金により、内外の民間団体(NGO/NPO)の活動を支援

地球環境基金のしくみ



助成事業

国内外の民間団体(NGO・NPO)が開発途上地域又は日本国内で実施する環境保全活動(実践活動、知識の提供・普及啓発、調査研究等)に対し助成金の交付を行う。

【助成の対象になる分野】

1. 自然保護・保全・復元
2. 森林保全・緑化
3. 砂漠化防止
4. 大気・水・土壌環境保全
5. 地球温暖化防止
6. 循環型社会形成
7. 環境保全型農業等
8. 環境教育
9. その他(国際会議の開催、国際的なネットワークの形成等)

振興事業

国内外の民間団体(NGO・NPO)の環境保全活動を振興するため、調査研究や人材育成研修、情報提供等を行う。

1. 調査研究
国内外の環境保全団体の活動状況等に関する調査研究の実施
2. 人材育成研修
NGO・NPOスタッフ、ボランティア等へ各種研修機会を提供
3. 情報提供
ホームページ、各種報告書、ニュースレター等による環境保全活動支援のための情報を発信

【今後の方針】

環境政策上のニーズが高い課題に重点化し、助成を受けたことのない団体を対象とした助成を行うなど助成対象の裾野を拡大する。また、積極的な募金活動等を行い自己収入の増大を図る。

地球環境基金事業について

地球環境基金による助成

国の環境政策の重点分野における先駆的な活動について重点的に助成

国の環境政策の重点分野における先駆的な活動を行う団体が育成されている。

- 事業の継続実施状況「その後も継続して実施している」 97%
- 団体に対する行政や企業、住民等の信頼感が増した 64%
- 他団体とのネットワークが構築された 53%
- 団体内の人材育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した 50%
- 他の団体から問合せ又は説明依頼があった 42%

(「助成事業に関するフォローアップ調査」から。団体へのアンケート結果。)

地球環境基金の運用

広報基金活動の強化

近年地球環境基金に対する寄付は増えてきている。

平成16年度 15百万円(877件)
 17年度 14百万円(372件)
 18年度 51百万円(665件)
 19年度 69百万円(738件)
 20年度 76百万円(566件)

現在までに約44億円の寄付

運用益で環境NGO・NPO支援を行うということで民間から寄付いただいた

第2期中期計画において募金目標を設定(5年間で約2.2億円)、目標額を前期計画5年間で約63百万円)に比べて約3.6倍に強化

国民へのアピール

・地球環境基金活動報告集を作成する他、ホームページでも公表

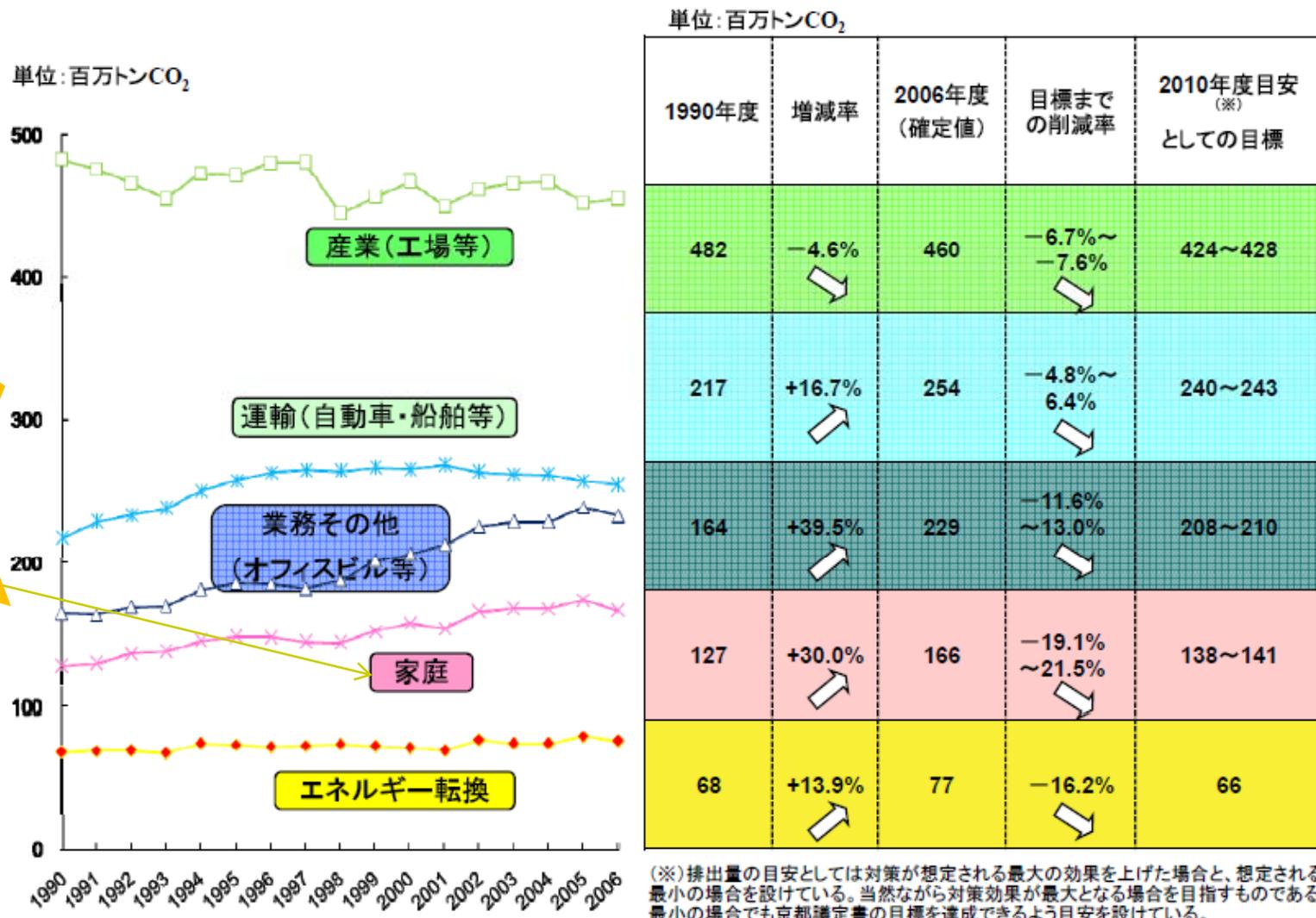
・助成活動報告会を開催し、助成活動の状況と成果を公表

・民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表

・助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映

・環境NGOの育成強化のために幅広い環境分野について助成を行っている。

部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移と2010年目標



家庭部門での排出量増加
↓
国民が環境負荷の主人公になっている。

<参考資料2>

○環境保全への意識は高まっている。

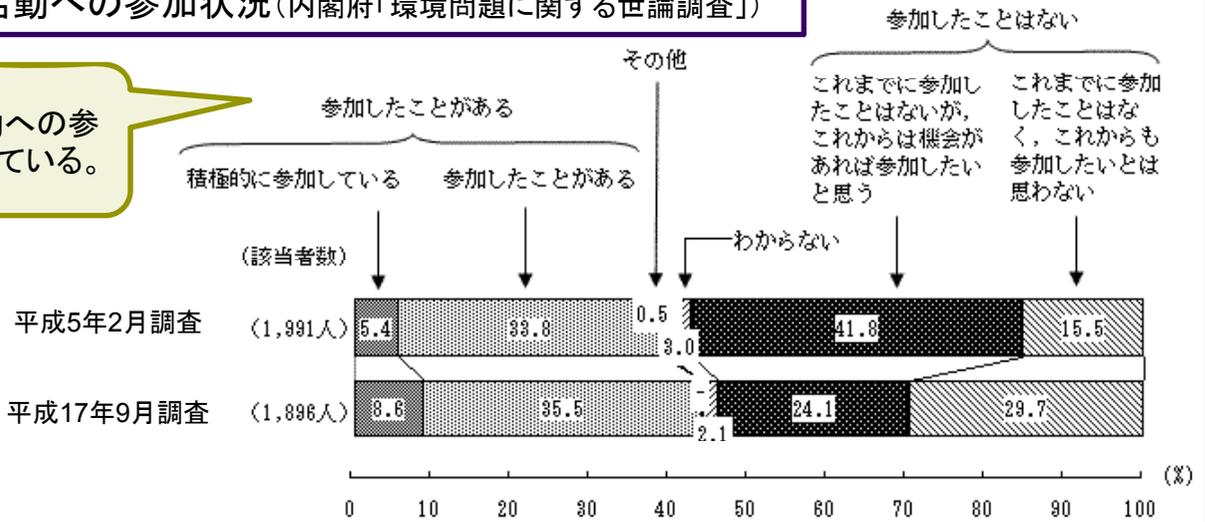
○環境保全活動をする団体の必要性、団体数の増加



環境保全団体への援助が必要

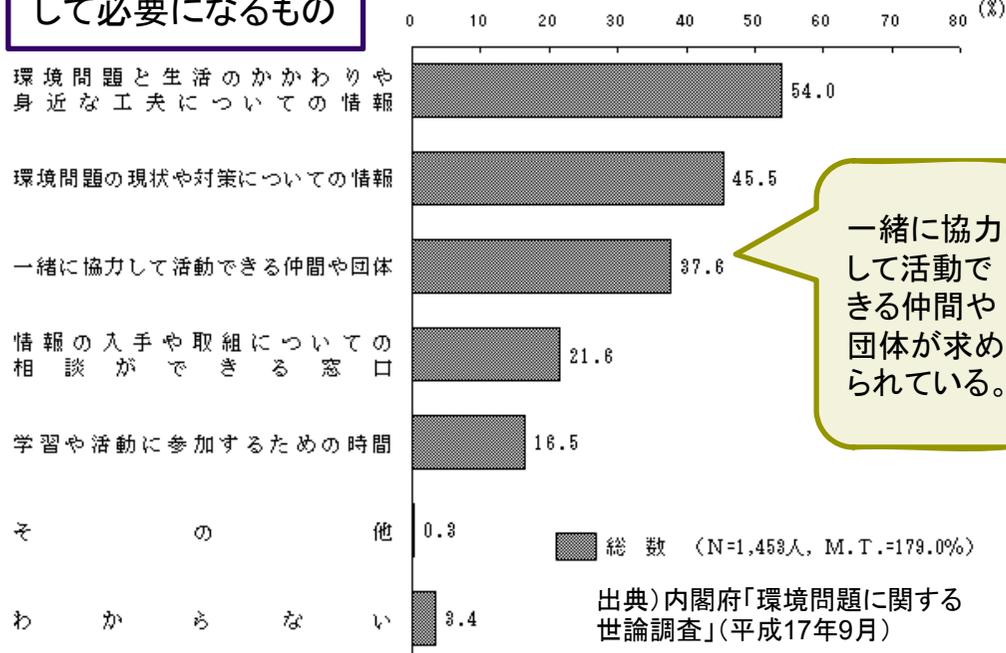
環境保全活動への参加状況(内閣府「環境問題に関する世論調査」)

環境保全活動への参加者は増加している。



環境保全行動に際して必要になるもの

(「特にしたいことはない」、「わからない」と答えた者以外に、複数回答)



一緒に協力して活動できる仲間や団体が求められている。

NPO団体件数

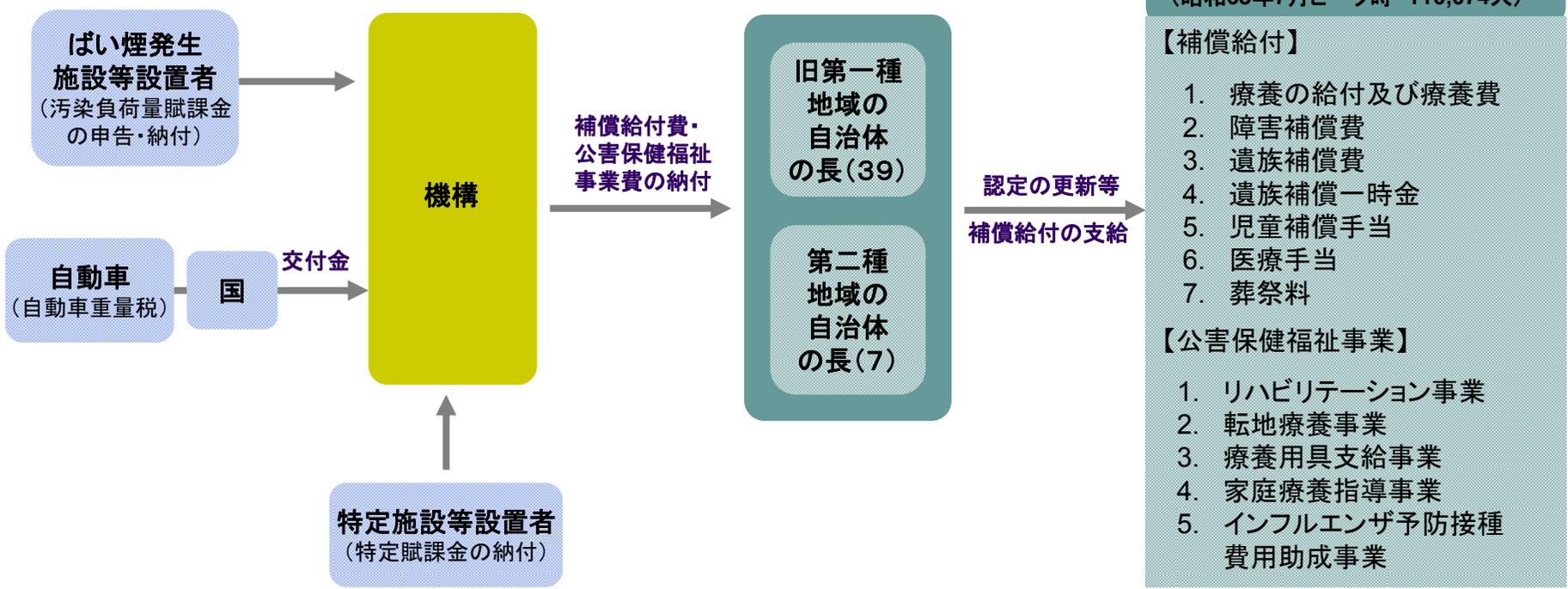
	全NPO法人	環境保全を主とするNPO法人
2008.12.31時点	36,300件	10,304件
2005.12.31時点	24,763件	7,542件
2002.12.31時点	9,345件	2,646件

2008年12月末時点における環境の保全を図る活動を主とするNPO団体は全体の28.4% (内閣府NPO法人HPから)

公害健康被害補償業務

公害健康被害者を迅速かつ公正に救済するため、民事責任を踏まえて汚染原因者の費用負担により、補償給付等を行う業務

公害健康被害補償業務の仕組み

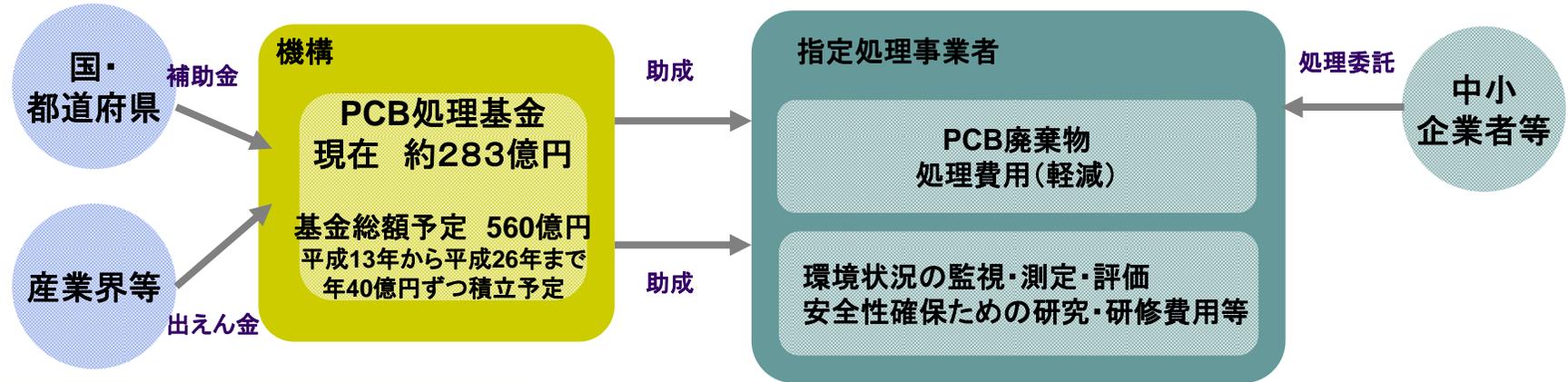


【今後の方針】
平成20年度より導入した民間競争入札を今後も継続する。また、実地調査体制の強化を図る。

PCB廃棄物処理助成事業 最終処分場維持管理積立金管理業務

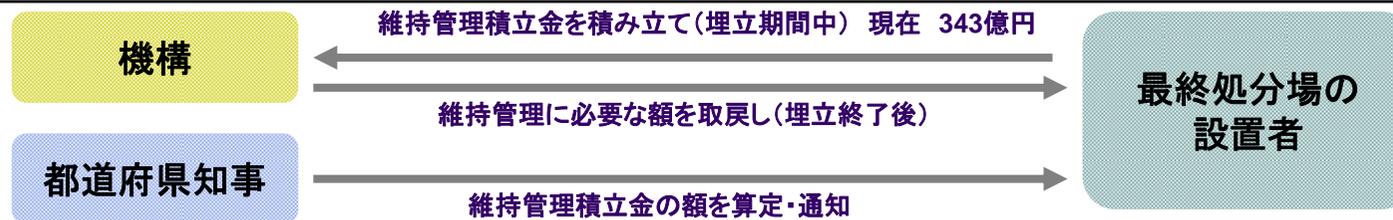
国、都道府県からの補助金等からなるPCB廃棄物処理基金により、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に係る費用を軽減

PCB廃棄物処理助成事業



最終処分場維持管理積立金管理業務

特定廃棄物最終処分場の設置者が、処分場の埋立終了後、その維持管理に必要な費用を埋立期間中に積み立て、機構がこれを管理

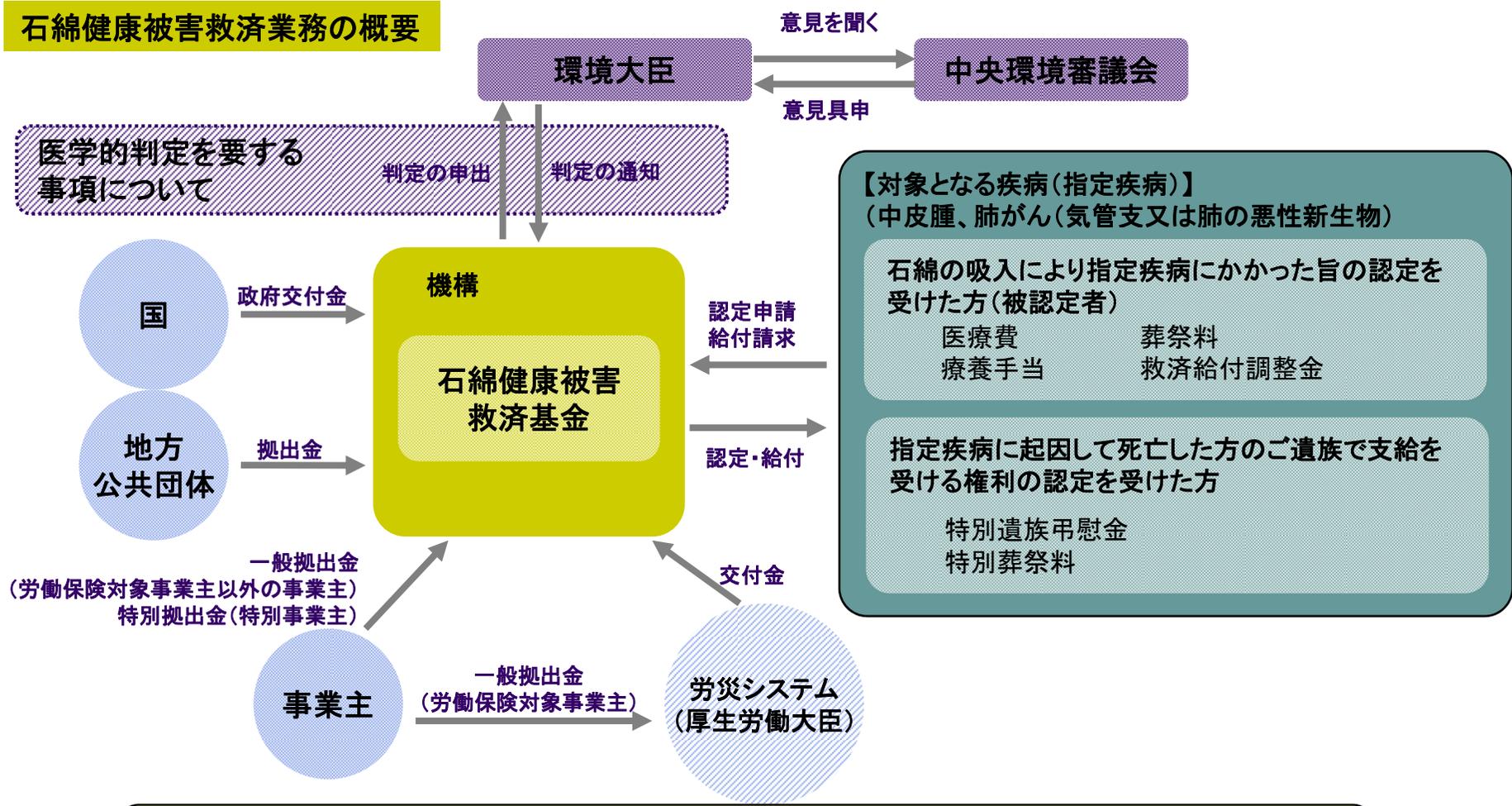


【今後の方針】
PCB廃棄物処理助成金については、透明性、公正性の確保を図る。
維持管理積立金については、最善の方法により運用し、積み立て者に対する運用情報を提供する。

石綿健康被害救済業務

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿により指定疾病にかかった方及び死亡した方のご遺族に対し、医療費等を給付

石綿健康被害救済業務の概要



【今後の方針】
 石綿健康被害救済制度の周知徹底を図るため、広報計画を定め効果的な広報活動を実施する。また、石綿健康被害救済法に係る政府の見直しにあわせ、石綿健康被害者の迅速な救済の確保をしつつ、石綿健康被害救済部を中心に見直す。

その他の事業

債権管理・回収事業

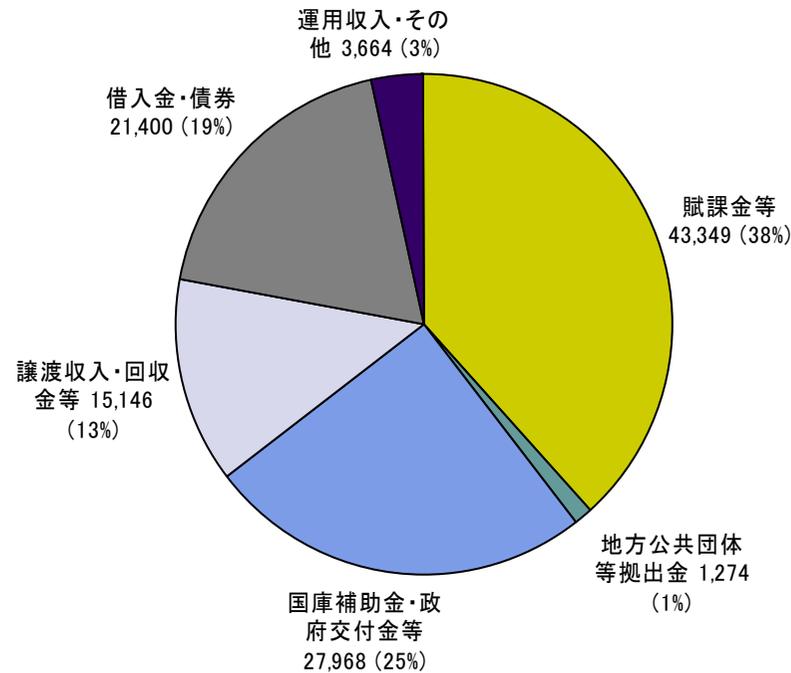
旧環境事業団から承継した建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の
管理・回収

環境保全調査研究等業務

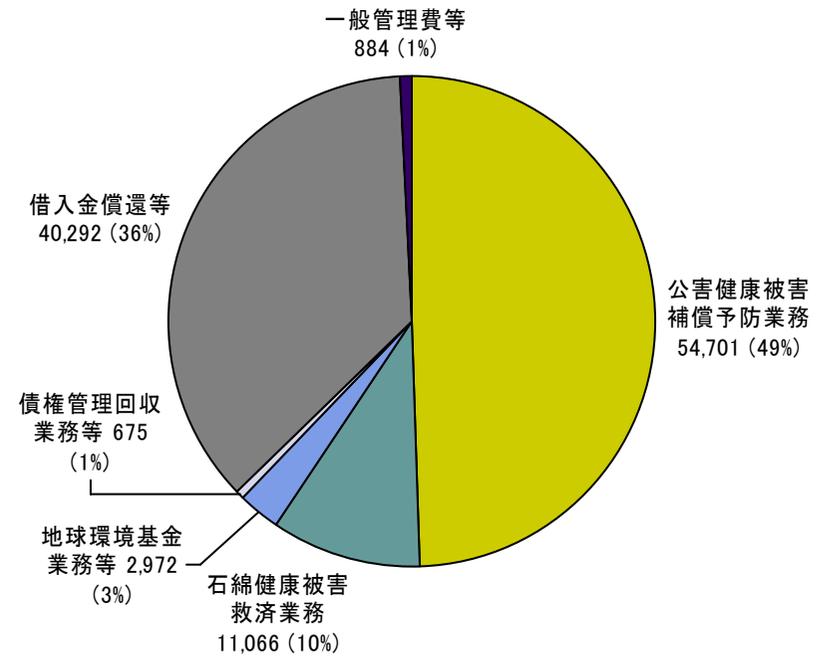
機構法第10条第2項に基づき、良好な環境の創出その他環境の保全に
関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を実施

平成21年度予算概要

収入(112,802百万円)



支出(110,550百万円)



整理合理化計画を踏まえた対応状況

<個別事項>

整理合理化計画の主な内容	対応状況
<p>【事務及び事業の見直し】</p> <p>①補償業務について、賦課金の納付憑憑、申告書の審査処理事務の一部等について、商工会議所へ委託している徴収業務と合わせて民間競争入札を導入。</p> <p>②予防業務について、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めた上で事業内容を改善。</p> <p>③地球環境基金助成業務について、環境政策上のニーズの高い課題に重点化し、助成先を固定化防止するため採択基準を見直す。</p> <p>④地球環境基金振興事業について、モデル事業の廃止、研修講座を一部廃止する。</p> <p>⑤地球環境基金業務について、募金獲得活動を行い、運営費交付金に依存することのない業務運営に向けた取組について検討し、具体的な目標を設定。</p> <p>⑥最終処分場維持管理積立金について資金の性質等に応じた運用を行う。</p> <p>【組織の見直し】</p> <p>①大阪支部の廃止。</p> <p>②石綿救済業務体制の見直しを行い、その際の肥大化防止。</p> <p>【運営の効率化及び自律化】</p> <p>①債権管理回収業務について、回収方法を検討し、サービスの活用等、回収率の向上・回収額の増大。</p> <p>②戸塚宿舎は売却する。</p>	<p>【事務及び事業の見直し】</p> <p>①平成20年度より、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札を活用した契約を実施。</p> <p>②健康相談、健康診査及び機能訓練事業について、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、事業実施効果の測定及び把握に努め、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。</p> <p>③助成対象については、国の政策目標等を勘案した分野にし、海外助成対象地域は、アジア太平洋地域に重点化し、一事業の助成継続年数は原則3年間とする。</p> <p>④地球環境基金振興事業について、モデル事業及び研修講座の一部を廃止。</p> <p>⑤広報活動を行い、中期計画期間中の募金等の総額が平成20年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。</p> <p>⑥安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保し、状況に応じた適切な運用を行う。</p> <p>【組織の見直し】</p> <p>①大阪支部は平成25年度に廃止。</p> <p>②石綿救済業務体制の見直しを行うとともに、その際は肥大化を防止。</p> <p>【運営の効率化及び自律化】</p> <p>①返済確実性が見込めない債権は、原則、サービス委託とし、平成20年度末委託債権残高の2割相当の債権額を新たにサービスに委託することを見込み、回収が見込めない債権等は機構の直轄とする。</p> <p>②戸塚宿舎は第2期中期目標期間中に売却する。</p>

整理合理化計画を踏まえた対応状況

<横断的事項>

整理合理化計画の主な内容	対応状況
<p>【随意契約の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none">・原則、一般入札競争等とし、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定する。 <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none">・保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において適切にチェックする。 <p>【内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none">・監事は、随意契約・入札・給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況を、監査でチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	<p>【随意契約の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none">・原則、一般入札競争等とし、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定する。 <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none">・保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価においてそれぞれ適切にチェックする。 <p>【内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成20年度定期監事監査において、「入札・契約に係る競争性・透明性・妥当性」を監査重点項目として実施し、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況についても監査を行った。また、監査室を設置した。